

ハイブリッド型非営利組織の会計問題

山 田 和 宏

1. 問題の所在

資本主義が様々な問題（バブル、金融危機、グローバルサウス問題、格差問題、環境問題など）および課題を抱えているのは周知の事実であり、その限界も論じられている¹。問題のひとつには株主資本主義に傾斜するあまり公益の利益が軽んじられていることがある。一方、資本主義の課題を克服するにはいくつか解決策があり、その中で非営利組織、協同組合、シェアリングエコノミーおよび公益資本主義を唱える見解がある。ハーバード大学レベッカ・ヘンダーソン教授は、とりわけ「顧客所有型企業、従業員所有型企業は、金融回路を繋ぎ直す有望な方法であり、経済の中でそれらの比率と存在感を高めることは、資本主義を再構築する上で重要な構成要素になるであろう。」（[2020]186頁）と指摘している。

また、近年、協同組合の理念を維持しつつ株式会社の資金調達機能のメリットを生かすためにハイブリッド型の運営形態が台頭してきている。具体的には、協同組合を持株会社にして傘下の事業会社を株式会社にすることで組合員の意思決定権を維持しつつ資本市場から資金調達を可能にしている事例がある。

さらにNonprofit Organization（以降NPOと称する）において、米国のオープンAIはNPOの形態をとっており、AIの開発は「人類の全てのひとの恩恵となる汎用性知能（AGI:Artificial General Intelligence）の構築」を進めるとの使命を掲げ、公益の利益を担保する形態で運用を行っている。ただし、開発競争で必要な資金調達の問題を抱えている。また、NPOにおいても親組織を持株会社化し子組織を株式会社化するモデルが出てきている。さらに後述するが「寄付に頼る存在」から、「自立的に社会課題を解決するプレイヤー」へと進化している。また、非営利的株式会社として日本では「非営利株式会社」としてeumoがある。また、米国では公共性を有する営利会社としてB Corporation²としてパタゴニアなどの会社が近年増えつつある。これらの法人は株式会社でありながら法人の目的について社会的使命を果たすこととされ、単体

¹ 斎藤（[2020]259-261頁）は、コモンによる持続可能な経済への移行を重視している。

² B Corporationsでは、取締役も経営幹部も株式価値の最大化に法的責任を負わない事が明確化されており、取締役は、あらゆる意思決定において公益を考慮することが義務づけられている。

において株式会社と非営利的な要素を併せもつという意味でのハイブリッドであると本稿では位置づけている。

さて、ハイブリッド型の協同組合、NPOおよび非営利的株式会社においては、未解決な会計問題がある。第一は、個別財務諸表作成上における負債と資本の区別の問題で、負債と資本の両方の性質を有する金融商品などに係る問題、具体的には劣後ローンや転換社債型新株予約権付転換社債を寄付された場合、そもそも、非営利法人は出資者が存在しないため、資本と負債の厳密な区別は不要との主張もあるが、資源の拘束性や返済義務の有無を明示することは、説明責任や資金の適正使用の観点から依然として重要と思われる。また組合員による出資金の会計問題で、協同組合は、組合員による拠出によって開始されるが、その出資金を負債とするか資本とするかは協同組合に係る本源的な問題であるものの、十分な議論がされていなく負債として分類するか資本として分類するかは未解決のままである。他に純資産の区分の問題もある。第二は、連結財務諸表作成上において協同組合グループの傘下の子会社が株式上場するあるいは事業に貢献しなくとも出資額に応じて配当を受け取る仕組みの協同組合といったハイブリッド化している場合、協同組合の本質とは矛盾するといった未解決の問題がある。本稿の目的は、第一の論点でハイブリッド型非営利組織における個別財務諸表作成上での未解決な問題および第二の論点で、近年台頭してきている親子関係で親が非営利組織で子が営利組織であるという意味でのハイブリッド型非営利組織のうち協同組合およびNPOに焦点をあてて未解決の会計問題の論点への対応を検討することである。

2. ハイブリッド型非営利組織の概要

2.1 海外での動向

1) 協同組合

欧州における金融機関では、協同組合銀行グループのプレゼンスが大きく、子会社の一部は株式上場を行い、「ハイブリッド銀行化」が進んでいる(重頭ユカリ[2008]37頁)。そのことは、株主と協同組合員という異なる目的や関心を持つ所有者—資金供給者の間での利害のコンフリクトを招く可能性がある。例えば、格付会社から信用リスクの評価も受けており、ROEの開示³も示されている。しかしながら、単協において、一人一票の議決権にて意思決定が行われることにより協同組合性を維持およびさらに強化しているようである。また、佐々木([2020], 67頁)は、デジタル情報を扱うプラットフォーム協同組合の事例をあげ、ガバナンスの視点から協同組合的なガバナンスと株式会社のガバナンスのハイブリッドであることを示唆している。具体的には、ドイツの音楽ストリーミングの協同組合では、組合員である従業員、アーティスト、リスナーのすべてが一人一票という投票権構造のもとにあるが、事業への貢献度がなくても出資額に応じて配当を受け取ることができるという株式会社の仕組みを併用していることである。米国においては、福田(2011, 20頁)によれば2000年代初頭に一部の州において、組合員以外の者に対して資本参加の道を開いているハイブリッド型協同組合の設立および協同組合法の規定が示されている。さらに、2008年の金融危機以降、信用組合が台頭してきている。その背景には、資本主義が抱えるさまざまな課題を解決するひとつの手段として協同組合が注

³ Raiffeisen Bank international Annual report 2020参照

視されていることに起因していると思われる。

2) NPO

米国における事例において、Beneficent Technology, Inc. DBA Benetech（A California Nonprofit public corporation）は、テクノロジーを活用した社会的課題解決を目指すNPOで、営利子会社を通じてソフトウェア開発を行い、その収益をNPO活動に還元している。また、Goodwill Industries International（The Goodwill）は、障がい者や低所得者の雇用支援を目的とするNPOであるが、リサイクルショップを運営する営利子会社を傘下に持っている。店舗の収益をNPOの活動資金として活用しており、新しい社会貢献の形を示している。また、一部の医療機関、大学もNPOとして持株会社化し、子組織を株式会社化し財政上の安定化などを図っている。例えば、スタンフォード大学は、技術移転を目的としたStanford Research Institute（SRI International）を設立しており、大学の研究成果を商業化するための営利法人である。

一般に親組織のNPOが子組織の株式会社から資金を還流する方法として、第一に子組織から親組織への寄付を行う、第二はNPO法人が子組織の株式会社と業務委託契約を締結し、その対価としてNPO法人が受領するなどの方法が考えうる。

3) 非営利的株式会社

前述の米国におけるB Corporationは営利法人でありながら社会的使命を法的に組み込んだ新しい形態である。前出のアウトドア用品を手がけるバタゴニアは、保有する無議決権株式（98%）を新たに設立された非営利団体に移管し、その資金を「環境危機との闘い」に充当することとした。新たな資本主義の形成に繋げることを意図としている。こうしたB Corporationでは、会計上の論点も抱えている。具体的には社会的インパクト投資を行った場合、受給した資本が負債なのか資本なのかという点、あるいは負債と資本の両方の性質をもつハイブリッド証券において同様の負債なのか資本なのかという未解決な問題がある。

2.2 日本での動向

1) 協同組合

農協、漁業、購買、共済、生協等の加入者は、想像以上に多く、2025年度現在のべ1億820万人が協同組合の組合員であり、協同組合は、我々の生活を支えている。ただし、「協同組合法制が分野毎に「縦割り」で、協同組合設立が許認可制によって拘束され、労協の根拠法もないなど自主的に協同組合をつくる体制は弱い。」（高橋[2020]34頁）との指摘がある。日本の地域社会が抱えるさまざまな問題の解決に協同組合に期待される背景があり、2018年4月に、日本における協同組合をつなぐ「日本協同組合連携機構」が設立されている。さらに先進国の中で労働者協同組合法がなかったのは日本ぐらいであったが、2020年12月4日臨時国会でようやく労働者協同組合法（労協法）が成立した。

2) NPO

日本における事例では、認定NPO法人フローレンスが傘下に株式会社フローレンスケアを設立し保育事業などを展開している。また、「特定非営利活動法人えがおつなげて」は傘下に「株式会社えがおつなげて」を展開し農業支援や地域活性化を展開している。これらは営利企業を

通じてミッションを支える社会的企業のモデルである。

3) 非営利型株式会社

前述の教育事業およびプラットフォーム事業を手がけている非営利株式会社eumoも新しい形態であり、大きな特徴は定款で純利益と残余財産を株主に分配しないことを定めていることである。ただし、株主優待制度はあり、保有1株に対して10円相当のコミュニティ通貨eumoを付与している。また、資金調達には株式クラウドファンディングによって行われている。こうした形態はシェアリングエコノミーのひとつである。eumoの財務諸表は非公開なので確認できないが、こうした非営利型株式会社は、会計上の課題もいくつか抱えているであろう。特に、非営利性と株式会社という法人格の“ねじれ”が、会計処理や情報開示において独特な問題を引き起こすことがあり、以下、主な論点がある。第一に、会計基準の選択と整合性の問題で、非営利株式会社は、法律上は株式会社であるため、企業会計原則や会社法に基づく会計処理が求められるが、一方、営利を目的としない運営方針を採るため、NPO法人や公益法人のような非営利会計基準との整合性が課題になる。第二は、利益処分と純資産の扱いであり、通常の株式会社では利益は配当などで株主に還元されるが、eumoは利益を株主に分配しない設計である。このため、利益剰余金の扱いや純資産の表示方法において、従来の株式会社の会計処理と異なる判断が必要となる。第三に、共感資本やコミュニティ通貨の会計処理である。eumoでは、共感資本やコミュニティ通貨（eumo通貨）といった独自の資本設計を採用している。これらは金銭的価値の測定や会計上の認識・測定が難しいため、資産・負債としての計上や注記の方法に工夫が求められる。

2.3 協同組合およびNPOの本質

1) 協同組合

民間企業は、営利の事業体として活動するものであり、協同組合は、コモンズとして設計されている（Rifkin[2015]、柴田[2015]327-328頁）。協同組合の本質は、社会的・経済的利益を共有するものであり、また、組合員の加入・脱退が自由であるという性質を有する。組合員の加入・脱退が自由であることは、市民参加と事業規模拡大を行う際に、適した事業形態となる。とりわけ気候変動に大きな影響をもたらすエネルギー・インフラ産業においては伝統的な中央集権的な企業に依存するのではなく、市民が意思決定に参加できる協同組合の位置づけが高まっている。また、こうした組合員の存在的特質は、所有者性（資本性）と利用者性（顧客性）を併せ持つものであり、利用者性が本源的なものである（堀越[2004]）。

まず、農協において全国農業協同組合連合、通称「全農」は、協同組合であり、その子会社「全農グローバルホールディングス」等は、株式会社でありハイブリッドな組織となっており、親が協同組合であるがゆえ、価格競争から回避できるという機能が働いている。

2) NPO

一方、NPOの本質は、営利を目的とせず社会的な使命のために活動することにある。

2.4 協同組合およびNPOの多様性

1) 協同組合

海外の動向で示したように協同組合の中には株式会社（営利法人）の性格を有するものも台頭してきている。また、わが国の協同組合においては、営利法人としての性格をもったものから一般社団法人以上に非営利法人としての組織設計をすることが可能となっているものもある（明田[2014]67頁）。具体的には、剰余金の分配で、組合員に剰余金（利益）を分配しないように非営利法人として組織設計することが可能である一方、不分割積立金において、消費生活協同組合の場合、清算時における残余財産分配について組合員に帰属する制度になっており、営利法人としての性格を有しているとの示唆がある（明田[2014]67頁）。すなわち「営利性のグラデーションの中間」に位置する存在といえるものである。

2) NPO

NPOも以下様々な形で多様化している。第一に、ソーシャルビジネス型NPOで社会課題の解決を目的としながら、収益事業を積極的に展開している。福祉施設がカフェや農業事業を運営し、雇用創出と収益を両立している事例がある。第二は、企業との連携・共創であり、NPOと企業がパートナーシップを組み、社会課題に共同で取り組む事例が増加している。例として、企業がNPOと連携して地域課題に取り組む「サステナNet」などのプラットフォームがある。第三は、ハイブリッド型法人の模索であり、一つの法人で営利・非営利を両立するのが難しいため、NPOと株式会社を別法人で設立し連携するケースである。例としてNPOが母体となり収益事業は別会社で展開するケースである。第四は、プロボノ（pro bono）やインパクト投資との連携であり、PwCなどの企業がプロボノ（専門性を活かした無償支援）を通じてのNPOとの共創である。社会的インパクトを重視した投資（インパクト投資）もNPOの資金源として注目されている。

2.5 小括

協同組合は、協同組合銀行グループ内での子会社の上場であるとかデジタル情報を扱うプラットフォーム協同組合でのハイブリッド化した協同組合のように協同組合の形態は多様化してきている。NPOの形態も親子関係でねじれのある形で資金調達を行っているケースが台頭してきている。ガバナンス、利害関係のコンフリクトおよび会計問題という視点から類型化したものを以下表1に示した。

表1 ハイブリッド型非営利組織の類型化

		協同組合	NPO	非営利型株式会社
ガバナンス	資本参加対象者の拡大	組合員以外への出資者の拡大	—	—
	配当請求権付与対象者の拡大	事業への貢献度の有無にかかわらず付与	—	—
利害関係のコンフリクト		上場・非上場の子組織		—
会計問題		異なる会計基準の調整(GAAP調整)の必要性有無		会計基準の選択と整合性

例えば、事業への貢献度が無いにもかかわらず配当請求権を付与してしまうとインセンティブの歪みが生じてしまうというガバナンスの問題が生じてしまう。ハイブリッド化した協同組合およびNPOでは、二項対立ではなく、一方で分配志向を持ちつつ、もう一方で社会目的、安定発展志向を持つという両面性をもつと考えうる。次節以降では、協同組合およびNPOの「本質」、「多様性」に照らし、IFRS（国際財務報告）および日本会計基準の議論で欠けている点を明らかにしていく。

3. ハイブリッド型非営利組織の会計問題

本稿でいうハイブリッド型非営利組織には、前述のように単体としての問題と親子関係での問題があるが、まず、純資産の部の負債と資本の区分においてどのような議論がされてきたかを概観する。純資産の部では他に純資産区分の論点もあるが紙面の関係上控える。

3.1 IFRS（国際財務報告）

まず、IFRSにおける協同組合に係る議論の経緯は、以下の通りである。2002年に公表されたIAS第32号の公開草案では、金融負債は、「他の企業に現金または他の金融資産を支払う契約上の義務」と定義され、協同組合の出資金は負債と位置づけられ、自己資本比率が大幅に悪化することが懸念されたが、IFRIC解釈指針第2号「協同組合に対する組合員の出資金および類似の金融商品」では、「事業体が、組合員の出資金の償還を無条件に拒否できる権利を有している場合は、資本である。」という例外規定が設けられ、資本として分類することが可能となった。その後、2018年におけるIASB DPによるIAS第32号に係る新提案（「金額特性」という基準の導入、表2を参照）では2004年に公表されたIFRIC解釈指針第2号「協同組合に対する組合員の出資金および類似の金融商品」の取り扱いに影響を与えるという懸念がある。IASB DPでは、以下のいずれか（または両方）を含む金融商品が金融負債に分類される（IN10）。

- (a) 清算以外の特定の時点で現金または他の金融資産を移転する不可避の契約上の義務
- (b) 企業の経済的資源から独立した金額に係る不可避の契約上の義務

(a) の要件は、時期を扱っており、(b) の要件は、金額を扱っている。(a)、(b) いずれも含まない請求権を資本とするものである。時点測定によれば、企業が清算時以外の特定の時期において義務を履行するためのキャッシュあるいはキャッシュ以外の資産を有するかどうかの評価に貢献し、また、金額測定によれば、貸借対照表のソルベンシーおよびリターンの評価に貢献する（IN12）。

表2 金融負債と資本性金融商品の分類のアプローチ

「時点」 の特性に 基づく 区分 「金額」 の特性に 基づく 区分		企業の利用可能な経済的資源から独立した金額に関する義務が存在する（契約上の固定金額又は金利その他の金融変数に基づく金額など）	企業の利用可能な経済的資源から独立した金額に関し何の義務も存在しない（自社の株価に連動する金額など）
清算時以外の特定の時点で現金またはその他の金融資産を移転する義務がある（例：スケジュールに則った支払い）	負債（例：シンプルな社債）	負債（例：公正価値で償還可能な株式）	
清算時以外の特定の時点で現金またはその他の金融資産を移転する何の義務もない（例：企業の自己株式による決済）	負債（例：固定金額の現金にその価値が等しくなる、変動数の自己株式を引き渡す義務を伴う社債）	資本（例：普通株式）	

(IASB[2018]DP IN11を引用)

また、多くの国における協同組合への出資は、依然として負債として分類されてしまうという問題は未解決のままであるという指摘がある（明田[2019]43頁）。また、負債と資本の両方の性質を有する複合金融商品、例えば、取得請求権付きの優先株式や永久ローンなどは、契約条項を精査し、負債部分と資本部分に分けて会計処理する必要がある。

3.2 日本会計基準

まず、日本の農業協同組合の会計では、様々な出資形態（組合員によるもの、准組合員によるものおよび組合員以外によるものなどがある）に関して、資本か負債かの議論が十分しつくされていないものの、資本として考えて差し支えないとの見解もある⁴。会計処理は、資本金勘定の代わりに出資金勘定を用いるもので、払い込みまたは給付に係る額の全額を出資金として処理するものである。しかしながら、出資金を資本として分類するという一律的な対応には検討の余地がある。つまり、資本要件を明確にするという課題は、依然、残っている。農業協同組合の特徴として、議決権は一人一票であることがあげられる。また、准組合員は享益権に制限があり、議決権および選挙権を有していない。組合員以外による出資には普通出資を補完する優先出資があり、負債の性格が強いものがある。

また、協同組合の本質に組合員に加入・脱退が自由であることがあげられるが、脱退をするとき出資金の払戻しの処理に関して額面のみを払戻しするのか価値増殖分を含めて払戻しを行うのかという問題があり、協同組合（農業協同組合、中小企業等協同組合、生活協同組合など）によって規則は異なる。例えば、農業組合法人定款例の第15条では、組合員の組合の脱退に係る払い戻しは、組合員の組合に対する出資額を限度とするものとされている。一方、中協法施

⁴ 日本公認会計士協会[2007]「農業協同組合の会計に関するQ&A」2007年2月28日、1-21頁。

行規則では、別段の定めがないものの中小企業組会计基準では計算様式が示されている。算定方式には、改算式と加算式がある、また、持分払戻のパターンとして、出資額の限度規定で出資金額と同額以上の場合、出資金を下回る場合、また、全額払戻の規定で出資金を下回る場合、出資金を上回る場合などがある。具体的には、それぞれの定款規定によることになる。さまざまな協同組合の資本金会計問題に係る問題を表3に示した。

表3 さまざまな協同組合の資本金会計問題

	出資金の扱い(資本か負債)	脱退時の払戻計算	備 考
農業協同組合等の会計報告に関する研究報告	資本(純資産の部)	*	非営利法人委員会研究報告第40号 [2019]日本公認会計士協会
農業の会計に関する指針	資本(純資産の部)	*	一般社団法人全国農業コンサルタント協会・公益社団法人日本農業法人協会、最終改定[2019]
中小企業等協同組会计基準	資本(純資産の部)	中協法施行規則に別段の定めはないものの中小企業組会计基準では計算様式が示されている。	中小企業等協同組会计基準改定 [2007]
生活協同組会计(現在生協法会計基準は存在しない。)	資本(純資産の部)	払出資額の範囲として積立金、準備金に対する請求権が認められていない。	2008年生協会計基準廃止

* 農事組合法人定款例の第15条によれば、組合員の脱退に係る持分の払戻しは、組合員の組合に対する出資額を限度とすると示されている。

(筆者作成)

3.3 個別財務諸表作成上の課題

1) 純資産の部(純資産と負債の区分、純資産の区分)

純資産と負債の区分は、外部への義務の有無が論点であり、純資産の区分は内部での用途が論点であるが、両者は資金拘束という軸で繋がっている。

第一の純資産と負債の区分に関して、協同組合では、IFRSを適用している国において出資金を負債として計上するか資本として計上するか依然として議論は収束していない。日本会計基準においては出資金を資本として計上するものの何をもって資本要件とするか、また、出資金の戻し入れの金額に関して額面金額かあるいは加算することが可能な場合も協同組合によって異なる場合があり、各種協同組合間で統一された基準があるわけではない。第二の純資産の区分に関して、日本のNPO会計基準では、純資産区分の明確性、ボランティア労働価値の計上や指定正味財産の解除時の処理に関して利益の歪みという課題を残している。米国のNPO会計基準においても3区分から2区分に簡素化されたが、一方で財務弾力性の低下という課題を残している。また、日本のNPO会計基準と同様に透明性や比較可能性、ボランティア労働価値の計上や制限付純資産の解除時の処理に関して課題を残している。

3.4 連結財務諸表作成上の課題

親組織が非営利組織で傘下の事業会社が株式会社の場合における連結財務諸表の作成においては会計基準が違うのでその調整を行う必要がある。以下の点について考察を行う。

1) 純資産の部（純資産と負債の区分、純資産の区分）

第一の純資産と負債の区分に関して、日本の協同組合では「全農」の公表されている財務諸表での2023年度の当期剰余金の連単倍率は2.94倍である。また、連結財務諸表は、企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」に依拠し、純資産の部では、「出資金」、「資本剰余金」、「利益剰余金」、「評価・換算差額金等」、「非支配株主持分」「その他」で区分されているが、会計基準に相違があるにも拘わらず、株式会社である子会社「全農グローバルホールディングス」、「全農物流」、「全農パールライス」の分と非営利組織である「全農」の分が混在し、注記で補完されているものの明瞭性や理解可能性が低下している。よって、会計基準の相違を明確にし、株主資本に依拠するものと株主資本以外（親である非営利組織に依拠する分）を明確にわけて表示する必要があると思われる。

第二の純資産の区分であるがNPOに関して、日本では、NPO法人会計基準において連結決算の義務はない。活動の成果を重視するので、「事業活動増減差額」や「正味財産増減差額」を記載する。一方、米国においては、傘下の営利企業を支配しているか否かで連結決算の要否が決定される。前出のNPOである「Benetech」の公表されている連結財務諸表のNet Assetsでは、2区分でwithout donor restrictionとwith donor restrictionが区分表示されているのみである。なお、with donor restrictionにはNoteにて用途が付記されている。また、前出のNPOであるThe Goodwillの公表された連結財務諸表でも同様にNet Assetsでは、without donor restrictionとwith donor restrictionが区分表示されているのみであり、Noteも付記されていない。これはNPOの財務報告目的が営利目的の企業の財務報告の目的と違うことからであろうが透明性および明瞭性という観点からは改善すべき余地がある⁵。日本のNPOの多くは現状規模の小さい法人が多いので重要度は小さいと思われるが今後の課題となるであろう。

2) 収益認識の相違

NPO法人においては寄付金収入および助成金収入が主な収益であり、一方営利法人は売上を中心に収益計上を行う。収益の認識に関しても親会社の会計基準に統一させる必要がある。非営利組織のひとつである日本の公益法人の会計では、従前、寄付金あるいは助成金を受領すると一旦指定正味財産にて計上し、実行に移した際に、指定正味財産から寄付金収入に振り替えていたが2025年度から適用される改正にて一旦指定正味財産に計上せず活動計算書に直接、寄付金収入にて計上するようになった。その背景は、財務規律の柔軟化であり、寄付金の機動的な使用と透明性の向上とされている。一方、日本のNPO法人会計基準では、返還義務のない助成金は活動計算書に収益（受取補助金収入）として計上され、助成金の用途が制約されている場合は、指定正味財産として計上されることが望ましいとされる（NPO法人会計基準注解第22項）。

⁵ 例えば、子会社の寄付拘束のタイミングや用途が親会社と異なる場合、情報の整合性が損なわれることがある。

例えば、親組織であるNPO法人が業務委託を子の組織である株式会社にした場合、「事業収益」として計上するが、一方、子会社の営利法人は、「売上」として計上する。こうした場合、親組織の勘定科目に統一させGAAP調整を行い、「事業収益」などに調整する必要がある。

3) 減価償却

減価償却に関して、営利企業は減価償却を行うことは必須であるが、まず、日本の協同組合の会計基準では組合毎に減価償却を必須として行うか任意として行うか統一されていない。次に日本のNPO法人会計基準においては、資金管理の簡便性、活動の実質の重視という視点から任意となっている。日本のNPO会計基準が依拠している考え方は、「発生主義に基づく活動の実態把握」である。これは、資産や負債の変動よりも、NPOの活動成果や資源の使途を明確にすることを重視するアプローチである。一方、米国の会計基準（FASB第93号では、資産負債アプローチに基づき減価償却費の認識を行うこととされている。ハイブリッドな組織である場合、親組織がNPO法人で子組織が株式会社である場合、仮に親組織のNPO法人が減価償却を行わない場合あるいは減価償却の方法、耐用年数が親子において異なる場合、連結財務諸表を作成する上で親組織の会計処理に統一させる必要があるのかという問題がある。合理的な理由がある場合、統一する必要があるとされるが何をもって合理的な理由とするかは議論の余地が残されている。

3.5 小括

IFRSでは、IFRIC解釈指針第2号にせよ、その後の2018年度に公表されたDPも、会計思想の根底には資産負債アプローチがあり負債と資本の区分の議論がなされている。また、出資金に償還義務があることから、資産引渡義務があり、出資金を負債とする考え方となっている。一方、日本の会計基準の会計思想の根底には、収益費用アプローチがあり、協同組合の出資金の取り扱いに関して十分な議論がなされていないものの資本という考え方に整理されている。ただし、何をもって資本とするか資本要件に関しては曖昧なままであると考えられる。また、組合員の脱退に係る出資金の払戻しの処理に関して前述したように組合によって異なる規則が示されている。また、減価償却に関しては、日本のNPO会計基準が「活動中心」であることに対して、米国のNPO会計基準は「財政状態中心」であると考えられる。

4. 検 討

まず、本稿の目的であるハイブリッド型非営利組織における未解決な問題のひとつである純資産の部（負債と資本の区分）に焦点をあて以下考察する。前節での協同組合における出資金を負債とするか資本とするかの議論の変遷は、負債と資本を区分する建付けで議論が展開されているが、負債と資本を区分しない議論は展開されていない。まず、負債と資本を区分する建付けでの議論には負債確定アプローチと資本確定アプローチがある。

4.1 負債確定アプローチと資本確定アプローチの視点から

負債確定アプローチに基づくものとして、「営利企業であれ、協同組合のような組織であれ、非営利組織であれ、支払義務があれば、負債の定義に即して、その項目を負債にするのが原則

である。」（池田[2016]252頁）との見解がある。すなわち、協同組合の出資金は償還義務を有するので負債になるという考え方であり、前節でのIAS第32号の議論を参照されたい。一方、資本確定アプローチには、資本を資産から負債を控除した残余とは定義せず、株主リスクを負う項目とするとか投票権をもつ請求権あるいは損失を吸収（負担）する請求権とする（損失吸収アプローチ）ことがあげられる。資本確定アプローチでの損失吸収アプローチをとりあげ協同組合の出資金に関しての考察がある（山田[2021]）。また、企業会計における資本要件では、損失吸収アプローチを支持する見解がある。

他に、出資金を資本確定アプローチに基づき資本として分類する場合の他の資本要件として考える議決権に関して考察する。企業会計における資本要件として議決権が考えられるが、企業会計の場合、一定程度リスクを負担すべき（例えば、比例係数⁶が1以上）と考えるので一株一議決権以上とすべきである。すなわち、保有株式数に応じてリスクの負担度合が増加するものである。しかしながら協同組合の出資金を資本として分類する際の資本要件の議決権は一人一票（議決権）であるとする。その根拠は、協同組合の本質が、社会的、経済的利益の共有であるとすれば、市民参加が必要だからである。さらに、負債と資本の区分を資産負債観および収益費用観といった会計思考の視点もある。

4.2 資産負債観および収益費用観の視点から

協同組合の出資金の負債と資本の区分問題に関して、その根幹は、資産負債アプローチと収益費用アプローチの対立と見ることができるとの見解がある（吉田[2017]57頁）。

資産負債アプローチにおいては、前述のように負債は資産引渡義務を有するものと定義する限り、償還義務を有する出資金は負債とする考え方になってしまう。ただし、鷹野（[2006].80頁）によれば、「組合組織に持分調整制度が制度的にもまだ実務的にも実践されているということで、組合出資金負債説を反駁できる。」との示唆がある。持分調整制度の下では、増殖された持分の計算を行うもので、出資金が負債であるならば、このような増殖はおきえないという考え方である。

一方、収益費用アプローチにおいては、利害調整機能と持分計算と密接に結びつくという根拠をもって出資金は資本と考えざるを得ないとのことである（吉田[2017]57-59頁）。

上述の議論から協同組合の出資金を仮に資本として分類する根拠は、企業会計における二項対立の視点による利害調整および持分の計算というだけでなくリスク負担あるいは経営参加が可能な議決権といったことを資本要件とすることが示唆される。資産負債アプローチの下での償還義務という視点から出資金を負債と捉えることは、一面的であり、収益費用アプローチの下において資本として捉える場合においても、さらなる資本要件に関する議論が必要であることが確認された。しかしながら、こうした議論は企業会計において会計主体を資本主であるという前提で議論されており、あるいは、会計主体をあいまいなまま議論していると思われる。第2節で協同組合の「本質」、「多様性」を論じてきた。これからの協同組合およびNPOのあり方に照らすと、より一層会計主体をはっきりさせることが未解決問題の解決にも求められる。よって、一方の負債と資本を区分しないという議論は、次に協同組合およびNPOの会計主体の

⁶ 1株1議決権の場合あるいは複数議決権の場合、議決権数をYとし、株式数をXとした場合、比例係数kは1以上であるが、1人1票制度の場合、比例係数は1/Xとなる。

視点から論じたい。

4.3 会計主体論の視点から

株式会社は資本主理論に基づき、株主の利益を最大化することを目的としており、一方、協同組合およびNPOは、企業主体理論を基盤としつつ他の理論的要素も併せ持つものと考えうる。企業主体理論を説くロバート・アンソニーによる収益と資本の区分に関して、寄付による収入は企業の継続的な営業活動の成果ではなく、外部からの贈与であるため、資本（純資産）の増加として処理されるべきとの主張がある（[1989]213-216頁）。これは「営業努力の成果」としての収入（＝収益）と、「贈与」としての外部からの資金流入（＝資本的増加）を区別することで、法人の活動の実態をより明確にする意図がある。一方、FASBは拘束の有無に応じて「収益」を認識する立場である。このことは会計主体に関して資本主理論に依拠していることが背景としてある。

前述のように非営利組織であるNPOが「寄付による存在」から「自律的に社会課題を解決するプレーヤー」と確実に進化していることを鑑みると、寄付以外の収益事業による収入こそが“持続可能な資金源”であり、むしろ注目すべき対象であると考ええる。非営利事業は企業主体理論に依拠し、営利事業は資本主理論を適用する余地があり、二重構造の会計主体論の可能性がある。また、区分経理と会計主体論の融合の必要がある。よって寄付および収益事業による資金の流入を俯瞰した上で非営利組織の資本概念を究明していくことが課題として残されている。

本稿の対象であるハイブリッド型非営利組織においては、連単の違いを克服するために連結財務諸表作成上、会計基準の調整が必要となってくる。さらに、協同組合、NPO両者においてそれぞれの理念を反映した「社会的会計」や「持続可能性報告」も必要となってくるであろう。

5. おわりに

ハイブリッド型非営利組織の会計問題の中から負債と資本の区分、協同組合の出資金の資本会計の問題をとりあげ、負債確定アプローチあるいは資本確定アプローチといった視点、資産負債観および収益費用観といった会計思考の視点から考察のほか、会計主体の視点から検討を行った。

また、ハイブリッド型非営利組織は多様化してきており、協同組合もNPOも親組織および子組織の全体として営利法人の性質を多く占める場合、非営利法人の性質を多く占める場合もある。資本主義の抱える問題に対処する上で協同組合もNPOも今後ますますハイブリッド化し、特に活動資金を確保する上で資金調達のため子組織が株式会社することは必然的であり、ハイブリッド型非営利組織において未解決な会計問題があることを示唆した。さらに、会計問題にとどまらず社会全体（行政、監査人、寄付者など）として協同組合、NPOのあり方を注視していく必要があるであろう。

参 考 文 献

- Rifkin, Jeremy [2015] “The Zero Marginal Cost Society” Griffin 柴田祐之訳 [2015] 『限界費用ゼロ社会』NHK出版。
Robert N. Anthony [1984] *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin.

- 佐藤倫正訳 [1989] 『アンソニー財務会計論』 白桃書房
- 明田作 [2014] 「わが国の法人体系における協同組合法の位置」『農林金融』 58-69頁.
- [2019] 「負債と資本の区分をめぐる会計上の問題」『農林金融』 43-60頁.
- 池田幸典 [2016] 『持分の会計』 中央経済社
- 越智信仁 [2018] 「地方創生に資する「地域社会益法人」認証を巡る考察」『非営利法人研究学会誌』 第20巻, 57-66頁.
- 越前聡美 [2016] 「日本における協同組合思想導入の背景—産業組合法成立前後に焦点を当てて—」『東洋大学／福祉社会研究』 第8号 (3月), 21-28頁.
- 春日克則 [2023] 「非営利法人における会計主体論と利益計算—非営利法人に対する収益事業課税の基礎的考察—」『九州情報大学研究論集』 第25巻, 11-23頁.
- 金子良太 [2009] 「非営利組織における純資産と負債の区分」『IMES Discussion Paper series:No.2009-J-11』 日本銀行金融研究所, 1-23頁.
- 黒川保美, 鷹野宏行, 船越洋之, 森本晴生 [2001] 『FASB NPO会計基準』 中央経済社
- 栗本昭 [2016] 「日本のサードセクターにおける協同組合の課題: ビジビリティの視点から」『RIETI Discussion Paper Series』 16-J-038, 1-21頁.
- 斎藤幸平 [2020] 『人新生の「資本論」』 集英社新書
- 斎藤真哉 [2020] 『現代の会計』 NHK出版
- 佐々木裕一 [2020] 「デジタル情報財を扱うプラットフォーム協同組合の理論と実際—StocksyとResonateを通じて—」『コミュニケーション科学』 (東京経済大学) 第51巻, 45-72頁.
- 重頭ユカリ [2008] 「欧州の協同銀行グループの事業戦略—中央機関による買収と単協での組合員の増強」『農林金融』 10月, 29-42頁.
- スズキトモ [2022] 『「新しい資本主義」のアカウントティング』 中央経済社
- 鷹野宏行 [2006] 「組合組織への新規加入の会計—持分調整制度と組合出資金負債説との関連を中心に—」『産業経理』 第66巻第3号, 80-87頁.
- 寺林曉良 [2016] 「ドイツのエネルギー協同組合が直面する課題と新たな検討—再生エネルギーの「市場化」に対応する事業モデル—」『農林金融』, 18-31頁.
- 高橋巖 [2020] 「地域社会のための協同労働による協同組合活動—スペインの事例から「空家総有管理の可能性」を考える—」『CUC View & Vision』 (千葉商科大学) 第49号, 33-39頁.
- 中川雄一郎・柳沢敏勝・内山哲郎編著 [2008] 『非営利・協同システムの展開』 日本経済評論社.
- ネイサン・シュナイダー [2020] 月谷真紀訳『ネクスト・シェア—ポスト資本主義を生み出す「協同」プラットフォーム』 東洋経済新報社
- 濱田康行 [2016] 「協同組合理念と剰余価値 (上) —労使間のアコード (政策合意) を求めて—」『共済と保険』 701巻, 4-11頁.
- [2016] 「協同組合理念と剰余価値 (下) —労使間のアコード (政策合意) を求めて—」『共済と保険』 702巻, 10-17頁.
- 日野修造 [2021] 『非営利組織の基礎概念—利益計算の計算構造と財務報告』 中央経済社.
- 福田弥夫 [2011] 「アメリカにおける協同組合をめぐる新たな動き—新世代協同組合やハイブリッド型協同組合の状況を中心に—」『共済と保険』, 20-35頁.
- 堀越芳昭 [2004] 「協同組合出資金の特質—その負債性と資本性の検討—」『調査と情報』, 2-3頁.
- [2009] 「国際会計基準・払戻可能出資金の資本要件: その資本性と負債性の検討」『社会科学研究』 (山梨学院大学) 第29巻, 71-92頁.
- [2010] 「協同組合不分割積立金の歴史と実態—その原則と法から—」『生協総研レポート』 第64巻, 59-74頁.
- 藤井秀樹 [2004] 「非営利組織における減価償却の要否問題と基準書第93号」『生駒経済論叢』 第2巻第1号4月, 63-81頁.
- [2004] 『アメリカにおける非営利組織会計の構造と問題点』『商経学論叢』 第50巻第3号4月, 89-106頁.
- 宮下淳 [1995] 「中小協同組合の持分問題への一考察」『経営と情報』 第7巻第1号, 25-42頁.
- 山田和宏 [2021] 『協同組合の出資金に係る資本会計問題』 千葉経済論叢第65号, 133-146頁.
- 吉田武史 [2017] 「協同組合における出資金概念の諸相」第2回共済理論研究会 (講演録) <https://www.jcia.or.jp>
- レベッカ・ヘンダーソン [2020] 高遠裕子訳『資本主義の再構築—公正で持続可能な世界をどう実現するか—』 日本経済新聞出版

和田聡 [2013] 「第6章生協法人の会計」『非営利組織体の会計・業績および税務』関東学院大学出版会, 155-175頁.

〔やまだ かずひろ 流通経済大学非常勤講師〕

〔2025年7月26日受理〕